

妊婦のための支援給付 妊婦等包括相談支援事業

すべての妊婦さんや産婦さん、子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境をより充実させるために、「妊婦のための支援給付」と「妊婦等包括相談支援事業」を一体的に行います。

妊婦のための支援給付

妊婦認定の手続きを行うため、妊娠届出時に面談を行い**現金5万円**、真正な胎児の数の申請手続きを行うため、出産予定日の8週間前以降に面談を行い胎児の数につき**現金5万円**、それぞれ支給します。

流産・死産等で妊娠継続していない場合も申請ができますので、担当課までご連絡をお願いいたします。

妊婦等包括相談支援事業

「身近な相談相手」として、保健師や助産師などが妊婦さんや子育て家庭に寄り添い、面談や情報提供などを通じて、妊娠から子育て期まで切れ目なくサポートさせていただきます。サポートプランをご利用ください。

面談

+

5万円給付申請
(妊婦認定分)/
申請済

面談（下記参照）

+

5万円給付申請
(胎児の数届出分)

訪問等

必要なサポート
の提供妊娠期
(妊娠届出時)妊娠期
(出産予定日の8週間前以降)出産
産後

子育て期

面談可能日 ____月 ____日から

面談は予約制となります。出産予定日の8週間前頃に面談の日程についてSMSにてお知らせいたしますので、早めにご予約してください。
体調不良等でやむを得ず面談ができない場合はご相談ください。

○妊娠・出産・子育てに関して、お気軽にご相談ください。

こども政策課 南友部1966-1 地域医療センターかさま内

☎0296-78-3155

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始除く 8時30分～17時15分）